

障害基礎年金 手続きのご案内 (令和7年度)

◆障害年金とは

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

年金を受け取るには、障害の程度が国の定める認定基準以上であることや、年金保険料の納付要件を満たしていることなどの条件があります。

まずはご相談
ください

1 障害年金の相談・請求窓口 相談先が不明の場合は区役所国民年金係へお問合せください。

初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医療機関を受診した日)における年金加入状況によって、下の表のとおり、年金の種類、相談・請求窓口が異なります。

※初診日の証明書については、2ページの5をご覧ください。

年金の種類	初診日における加入状況	相談・請求窓口
障害基礎年金	20歳前(公的年金未加入)	区役所 国民年金係(第2庁舎2階24番)
	国民年金第1号加入中	世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室
	60歳以上65歳未満	
	国民年金第3号加入中	世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室
障害厚生年金	厚生年金加入中	世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室
	共済組合加入中	各共済組合

◎区役所 国民年金係で相談される場合

【持ち物】・窓口にいらっしゃる方の本人確認ができる物(運転免許証・マイナンバーカード等)
・障害者手帳(お持ちの場合)・今までの病歴等をまとめたメモ など

※可能であれば事前に初診日を特定し、障害年金の等級(1級、2級)に該当するか、診断書を書いてもらえるかを主治医に確認のうえご相談いただくと、ご案内がスムーズになります。

※相談や手続きを代理人に委任するときは、委任者ご本人が作成した委任状が必要です。

障害の状態により委任状の作成が困難な場合はご相談ください。

相談には1時間程度かかりますのでお時間に余裕を持ってご来庁ください。

事前にご予約いただくと、お待たせすることなくご案内できます。電話番号は最終ページをご覧ください。

2 請求手続きの流れ(請求書類の交付から請求まで)

- ① 障害の状態、病歴等を確認し、初診日を特定します。
- ② 納付要件の確認をします(初診日が20歳を超えている方)。
- ③ 年金用の診断書などの請求書類をお渡しします。
- ④ 医療機関を受診し、診断書等の作成を依頼していただきます。
- ⑤ 診断書、その他の請求書類も整いましたら、窓口で請求していただきます。



3 令和7年度 障害基礎年金の等級と支給金額(年額)について

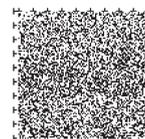
【支給金額】1級 1,039,625円 2級 831,700円

〔昭和31年4月1日以前に生まれた方〕1級 1,036,625円 2級 829,300円

【子の加算】1・2人目(1人につき239,300円)

〔児童扶養手当との調整あり〕3人目以降(1人につき79,800円)

子の加算の対象
障害基礎年金受給者により
生計維持されている18歳
到達年度末日までの子また
は障害等級1,2級の状態で
ある20歳未満の子



4 障害の程度について

障害基礎年金の等級は、提出された書類（医師が作成した年金用の診断書等）により審査されます。そのため、**障害者手帳や愛の手帳等の等級とは必ずしも一致しません。**また同じ障害でも個々のケースによって審査の結果は異なります。障害の程度が障害基礎年金1、2級に該当しどうかどうかについては、主治医に事前にご相談ください。

◆障害基礎年金の等級の目安は以下のとおりです。

- 1級 他人の介助を受けなければ日常生活を送れない程度
- 2級 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難もしくは著しい制限を受ける程度

5 初診日の証明

原則として、初診の医療機関から初診日の証明書を取得する必要があります。ただし傷病名や受診時期により取扱いが異なります。詳しくはご相談ください。

6 納付要件（年金保険料を納付した期間）

初診日が20歳を超えている場合は、初診日の前日の時点で、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。なお、初診日以後に納付された期間は納付要件上の納付済期間に算入できません。

- ①国民年金および厚生年金の保険料納付済期間と免除期間の合計が、初診日のある月の前々月までの被保険者期間の2/3以上あること
- ②初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと



7 障害基礎年金の請求ができる時期

原則として、初診日から1年6か月を経過した日のことを「障害認定日」といい、障害認定日以降、請求ができます。ただし、初診日から1年6か月を経過した日が20歳の誕生日の前日より前にある場合は、20歳の誕生日の前日が障害認定日となります。なお、障害の内容によっては1年6か月を待たずに請求できる場合もあります。詳しくはご相談ください。

8 障害基礎年金の請求方法（障害認定日による請求・事後重症による請求）

①障害認定日による請求（認定日の翌月分から支給となり、**最大5年分まで遡及**があります。）

- ・障害認定日以後3か月（20歳前に初診日がある場合は障害認定日前後3か月）の期間内に受診があり、診断書が取得できる場合

⇒障害認定日頃の症状による判定になります。

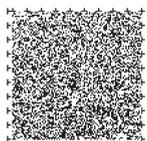
なお、障害認定日から1年以上経過して請求する場合は、障害認定日時点での診断書と請求する時点での診断書の2通が必要です。

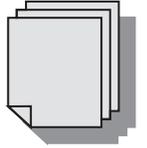
◆請求書類の交付時期について

障害認定日による請求の場合、診断書等の取得時期の誤りを防ぐために、請求書類は、目安として障害認定日頃から（初診日が20歳前の場合は障害認定日の3か月前頃から）お渡ししています。

②事後重症による請求（請求した月の翌月分から支給となります。）

- ・障害認定日時点では障害の程度が認定基準に該当せず、その後症状が重くなった場合
- ・障害認定日時点の診断書が取得できない場合（受診が無かった、カルテが残っていない、医療機関が廃院等）
⇒現在の症状での判定になります。ただし、65歳の誕生日の前々日（2日前）までに請求していただく必要があります。





9 一般的な請求書類（書類交付の際、詳細のご案内をします。）

- ・年金請求書（国民年金障害基礎年金）
 - ・診断書（障害基礎年金請求用の書式のもの）
 - ・受診状況等証明書（初診日の証明）
- } 医療機関から取得していただきます。
} ※文書料は自己負担となります。
- ・病歴・就労状況等申立書（発病から現在までの病歴等の経過を、ご本人やご家族等に作成いただきます。）
 - ・請求者ご本人名義の預貯金通帳
 - ・障害者手帳等（お持ちの場合）
 - ・世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）
 - ・住民税（非）課税証明書（20歳前に初診日がある場合）
- } マイナンバーカード等のご提示により、
} 提出を省略できる場合があります。
- ・その他、必要に応じて戸籍謄本や戸籍抄本等をご提出いただく場合があります。

証明書の取得手続きの際、使用目的は「障害基礎年金請求用」とお申し出（明記）ください。

以下は、障害基礎年金請求手続き後のご案内です

10 審査・決定について（結果が届くまで）

- ・区が受理した請求書一式は、日本年金機構の審査機関に送付され、審査・決定されます。
※審査には3か月ほどかかります。内容の不備等で書類が返戻される場合は通常より時間がかかります。
- ・支給が決定した場合は、日本年金機構より「年金証書・年金決定通知書」が郵送されます。
- ・支給の対象にならない場合は「不支給決定通知書」が届きます。

11 年金の振込みについて

「年金証書・年金決定通知書」が届いたあと、「年金振込通知書」がご自宅に届きます。
年金の振込日・振込内容が記載されています。（年金は偶数月に2か月分振り込まれます。）



12 国民年金保険料の法定免除

障害基礎年金の1級または2級に該当している間の国民年金保険料は、法定免除（全額免除）になります。
障害基礎年金受給決定後にご自宅に届く「免除理由該当届」をご提出ください。なお、法定免除となる期間について保険料の納付を希望される場合は、「納付申出」の届けが必要です。

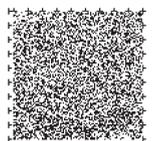
法定免除および納付申出についてのご相談・届出先 : 日本年金機構 世田谷年金事務所
〒154-8512 世田谷区世田谷1-30-12 電話：03-6844-3871（代表）
※自動音声の案内に従って2番の次に2番を押してください。
FAX：03-6844-3872
※障害年金請求の相談窓口である三軒茶屋相談室（裏面記載）とは所在地が異なりますのでご注意ください。

13 障害基礎年金の更新手続き

障害の状態により、1年～5年ごとに再認定のための「障害状態確認届（診断書）」の提出が必要となる場合があります。提出が遅れますと、年金支給が停止される場合があります。

14 障害基礎年金の支給停止

- ・20歳前に初診日がある障害の場合は、本人所得による支給の制限があります。
また、国外居住・刑事施設収容中は年金の支給が停止されます。
- ・国民年金は、「1人1年金制」が原則のため、障害基礎年金と他の基礎年金（老齢基礎年金・遺族基礎年金）を同時に受給することはできません。



特別障害給付金のご案内（障害基礎年金とは別の給付金です）

特別障害給付金の対象者は、障害の初診日が下の①または②の期間にあり、なおかつその期間内に国民年金に任意加入していなかった方で、障害基礎年金1級もしくは2級に相当する障害に該当し、日本国内に居住している方です。ただし、請求できる期限は65歳の誕生日の前々日（2日前）までです。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者

*障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

*ご本人が老齢年金受給中、本人所得が一定額以上ある場合は、支給調整（または停止）される場合があります。

【支給額】令和7年度（月額）

1級 56,850円 2級 45,480円

請求手続きは区役所国民年金係が窓口です。手続き方法等は障害基礎年金に準じます。詳しくは別途ご案内させていただきます。

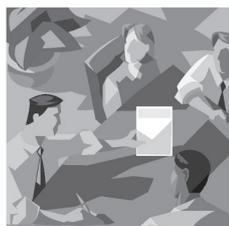


◆ご相談・請求時の注意

障害基礎年金の請求手続きは、請求者の病歴や障害の状態によって確認事項や請求書類等が異なります。状況を伺いながらご案内させていただくため、できるだけ窓口にお越しいただくことをお勧めしています。ご来庁が難しい場合は、電話・郵送でのお手続きも可能です。

また、相談や審査の過程で、必要事項について医療機関に確認をしていただく場合や、提出書類の追加をお願いする場合があります。相談開始から審査結果が出るまでに区役所や医療機関と電話・窓口で複数回のやり取りをしていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

相談窓口



UD FONT

障害年金制度全般・年金受給のご相談や請求

日本年金機構 世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室

受付時間 平日 8時30分～17時15分
週初の開所日 8時30分～19時
第2土曜日 9時30分～16時

〒154-0004

世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー13階

電話：03-6844-3871（代表）

※自動音声の案内に従って、1番の次に2番を押してください

FAX：03-3421-1147

予約受付専用電話：0570-05-4890

障害基礎年金のご相談や請求

世田谷区役所 国保・年金課国民年金係（障害基礎年金担当）

受付時間 平日 8時30分～17時

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎2階24番窓口

電話：03-5432-2362・2363（直通）

FAX：03-5432-3051

